

共同研究契約書

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇〇に関する研究に関すること及び成果の取扱いについて、次のとおり契約する。

（定義）

第1条 この契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- （1）発明等 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠の創作、著作権法（昭和45年法律第48号）第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物及び同法第12条の1第1項に規定するデータベースの創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法（平成10年法律第83号）第3条第1項に規定する品種の育成をいう。
- （2）出願等 特許法第36条第1項、実用新案法第5条第1項、意匠法第6条第1項及び種苗法第5条第1項に規定する出願並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和61年法律第65号）第3条及び著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第16条並びに半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第2項に規定する申請をいう。
- （3）実施等 特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項及び意匠法第2条第3項に規定する実施、著作権法第2条第1項第11号に規定する二次的著作物の創作、同項第15号に規定する複製、同項第19号に規定する頒布及び同条第8項に規定する貸与並びに種苗法第2条第4項及び半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する利用をいう。

（共同研究の実施）

第2条 甲及び乙は、次の研究（以下「本共同研究」という。）を共同で実施するものとする。

- （1）研究課題 〇〇〇〇〇に関する研究
- （2）研究目的

（共同研究の内容等）

第3条 本共同研究の内容、分担、参加研究員及び研究の実施場所は、別表第1のとおりとする。

（実施期間）

第4条 本共同研究の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（共同研究規程第7条第1項ただし書き適用の場合）

本共同研究の期間は、乙が第5条第1項に定める経費を納入した日から 年 月 日までとする。

（経費の負担）

第5条 共同研究に要する経費は、共同研究の分担に応じ、それぞれが負担するものとする。

（共同研究規程第7条第1項ただし書き適用の場合）

乙は、本共同研究に要する経費のうち、本共同研究に参加する甲に所属する研究員の人件費、甲の施設及び設備の損耗料並びに光熱水費を除いた別表第2の直接経費を負担するものとする。

- 2 乙は、甲の発行する請求書兼振込依頼書により、甲が定める期日までに前項の経費を甲に納入しなければならない。

（共同研究の中止）

第6条 甲又は乙は、天災その他やむを得ない理由により本共同研究の継続が困難となったときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による本共同研究の中止により乙又は甲が受けた一切の損害について賠償する責めを負わないものとする。

(共同出願)

第7条 甲に所属する研究員及び乙に所属する研究員が本共同研究に伴い共同して発明等を行った場合において、甲及び乙（乙に所属する研究員）が当該発明等についての出願等を行うときは、甲及び乙は、当該発明等に係る権利の持分、費用負担、第9条に定める優先実施期間等について定めた共同出願契約を締結した上で、共同して行うものとする。

(出願等に係る同意)

第8条 甲に所属する研究員又は乙に所属する研究員が本共同研究に伴い独自に発明等を行った場合において、甲又は乙（乙に所属する研究員）が出願等を行うときは、甲又は乙は、当該発明等が独自に行われたことについて、あらかじめ乙又は甲の同意を得るものとする。

(優先実施権)

第9条 第7条の規定により共同で出願等を行った発明等に係る権利（以下「共有に係る権利」という。）について、乙が希望し甲がこれを認めるときは、甲は、出願の日から5年を超えない範囲内で定めた期間（以下「優先実施期間」という。）、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に実施等の許諾を行わないものとする。

2 優先実施期間は、当該権利の存続期間を限度として、5年を超えない範囲で延長できるものとする。

(第三者に対する実施等の許諾)

第10条 甲は、共有に係る権利について、優先実施期間を除き、第三者に実施等を許諾することができる。

2 甲は、乙又は乙の指定する者が共有に係る権利を優先実施期間中その第2年以降において正当な理由なく実施等を行わないときは、第三者に当該権利の実施等を許諾することができる。

3 甲は、第三者が共有に係る権利の実施等を行うことができないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に当該権利の実施等を許諾することができる。

4 甲は、前3項の規定により第三者に対し共有に係る権利の実施等を許諾するときは、あらかじめその旨を乙に通知し、乙はこれに同意するものとする。

5 乙は、乙の指定する者に共有に係る権利の実施等を許諾するときは、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

(実施料)

第11条 乙は、共有に係る権利の実施等を行うときは、実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施契約を甲と別途締結し、当該契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、乙の指定する者又は第三者に共有に係る権利の実施等を行わせるときは、持分に応じた実施料をそれぞれ算定し、当該実施料の支払いその他必要な事項を定めた実施契約を乙の指定する者又は第三者と別途締結するものとする。

(共有に係る権利の費用負担)

第12条 甲及び乙は、共有に係る権利についての法令に定める手数料、特許料及び登録料を、甲及び乙の持分に応じてそれぞれ負担するものとする。ただし、共同出願契約において特段の定めをした場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、優先実施期間中における前項の手数料、特許料及び登録料は、乙又は乙の指定する者の負担とする。

(秘密の保持)

第13条 甲又は乙は、本共同研究に伴い乙又は甲から秘密の保持を条件に提供された技術情報を秘密として取扱い、乙又は甲の書面による同意なしに、これを第三者に開示してはならない。

(研究成果の公表等)

第14条 甲又は乙は、本共同研究の期間中において研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ乙又は甲の同意を得るものとする。

- 2 甲は、本共同研究の期間終了後に研究成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れ、甲がこれを適当と認めるときは、乙の利害に関係のある事項について、その成果を公表しないものとする。
- 3 甲は、共同研究終了の日（同一研究課題について2年以上の期間行う共同研究にあつては、最終年度の共同研究終了の日をいう。）から2年を経過した後も乙又は乙の指定する者が正当な理由なく研究成果の実施等を行わないときは、当該研究成果を公表することができる。

（研究成果の取りまとめ）

第15条 甲及び乙は、本共同研究終了後、速やかにその研究成果を報告書に取りまとめるものとする。

（契約の解除）

第16条 甲又は乙は、他の当事者がその責めに帰すべき事由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（共同研究規程第7条第1項ただし書き適用の場合、本項を追加）

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、第5条第2項の規定により既に甲に納入された経費は、甲に帰属する。

（反社会的勢力の排除）

第17条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、及び特殊知能暴力集団を始めとする暴力、威力又は詐欺的手法等により利益を追求する集団又は個人）の構成員を甲及び乙の役員等（甲又は乙が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）にしない。又、甲及び乙の役員等は、反社会的勢力に対して資金供給又は便宜供与をするなど社会的に非難されるべき関係を有しない。

- 2 甲又は乙は、他の当事者が前項に反していると認められるときは、何らの催告なく本契約を解除することができる。
- 3 前項により契約を解除した者は、解除により他の当事者に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。又、前項により契約を解除された者は解除により他の当事者に生じた損害を賠償するものとする。

（コンプライアンス）

第18条 甲及び乙は、本契約の履行に際しては、法令を遵守する。

（管轄裁判所）

第19条 この契約について、訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

所在地
甲 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 印

本店所在地
乙 商 号 印
代表者職氏名

※企業以外の団体の場合は、所在地、名称に改める。

※個人の場合は、住所、氏名に改める。

別表第1

共同研究内容、分担、参加研究員及び研究を行う場所

研究項目	左の説明	分担		参加研究員		研究を行う場所
		甲	乙	甲	乙	
				所属・職・氏名	所属・職・氏名	
1 ○○○に関する研究 (1) (2) (3)		○ ○	○ ○			A A B
2 △△△に関する研究 (1) (2) (3) (4)		○ ○ ○	○ ○ ○			A B A A・B

注：「研究を行う場所」欄の「A」とは、北海道○○市○○町○○番地 地方独立行政法人北海道立総合研究機構○○研究本部○○試験場内、
「B」とは、北海道○○郡○○町○○番地 ○○会社○○工場内をいう。

別表第2

○直接経費

円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

(内訳)

○旅費交通費	_____円
○その他事業費	_____円
(消耗品費)	円
(車両燃料費)	円
(印刷製本費)	円
(通信運搬費)	円
(リース料)	円
(賃借料)	円
(備品費)	円
(契約職員 給料共済費等)	
・ 給料等	円
・ 通勤手当	円
(雑費)	円

※不課税・非課税支出については、消費税相当額を加えて算定すること
(たとえば契約職員給料等)。

※規程第7条(4)の規定により間接経費を計上する場合は、旅費交通
費及びその他事業費とは別に、間接経費を設けた上で、総額とともに
()でその内訳を示すこと。